

広島県中学校教育研究会健康教育部会会則

(名 称)

第1条 本会は、広島県中学校教育研究会健康教育部会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、広島県教育委員会の指導のもとに、学習指導要領等の法令に則って自主的・創造的な教育活動を行い、本県中学校教育関係者の資質向上と健康教育の振興を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 研究会、講習会等の開催
- (2) 研究調査の実施
- (3) 研究成果の刊行物の出版
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業及び関係機関との連絡調整

(会 員)

第4条 本会は、本会の趣旨に賛同する県内中学校に勤務する教育関係者で構成する。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1名 (2) 副部会長 若干名 (3) 理事 各ブロック代表1名
- (4) 監事 2名 (5) 事務局 1名

2 部会長・副部会長は校長の職にあるものとする。理事は校長又は教頭の職にあるものとする。監事は、理事の中から互選する。

3 理事の数は、広島県中学校教育研究会のブロック数に準ずる。

4 事務局は、部会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 部会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は、会務に参画する。
- (4) 監事は、会計を監査する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は1年とする。ただし、欠員又は増員により選出された役員の仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその仕事を遂行しなければならない。

(会議)

第8条 部会長は、本会の運営等について協議が必要な場合は、理事会を招集する。

2 理事会は、部会長・副部会長・理事で構成する。

(会計)

第9条 本会の経費は、会費・補助金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会則変更)

第11条 この会則の変更は、理事会の過半数の同意を得て決定し、広島県教育委員会の承認を得るものとする。

(その他)

第12条 本会の運営について、必要な細則は別に会長が定める。

附則

この会則は、平成22年7月28日から施行する。